

簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）に係る手続き開始の公告

次のとおり技術提案書の招集を依頼します。

那覇港管理組合公告第22号

平成26年10月29日

那覇港管理組合管理者

仲井眞弘



1 業務概要

(1) 業務名 那覇港輸出貨物増大促進事業（船社対象）検討業務

(2) 履行場所 那覇港地内

(3) 業務の目的

那覇港では輸入超過（いわゆる「片荷輸送」）となっていることが輸送コストが割高になっている主な要因となっている。その解消策として、本業務は、香港向け航路の社会実験を実施し、開設・定着への課題検討、方策の検討を行うものである。

(4) 業務内容

業務内容は、以下を予定しているが、調査内容・頻度などについては変更が発生する可能性がある。

- ・計画準備、協議・報告
- ・実施計画の作成
- ・那覇・香港間の物流に関する基礎データの収集・整理
- ・実施体制の構築（関係者との調整を含む）
- ・モニタリングの実施
- ・効果の検証・課題の把握（関係者ヒアリングを含む）
- ・今後の取組方針のとりまとめ
- ・報告書作成

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成27年3月31日まで

(6) 業務量の目安 9,200千円以下

(7) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 沖縄県内に、本店（、支店又は、営業所）があること。（共同企業体は構成員のいずれかでよい）
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ウ 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい能力を備えていること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- オ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、那覇港管理組合の入札参加資格（指名）停止がなされていないこと。
- カ 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、又は暴力団若しくは暴力団員の統制にない者であること。
- ク 当該業務の見積額が契約限度額であること。

- ケ 稟税を完納していること。
- コ 参加は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
- 共同企業体を代表する事業者が参加手続きを行うこと。
 - 2社又は3社共同企業体とし、自主結成方式とする。
 - 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
 - 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、2社共同企業体の場合30%以上、3社共同企業体の場合20%以上でなければならない。
 - 共同企業体の協定書は、参加説明書と同時に配布する所定様式（共同企業体協定書）によるものであること。
 - 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格イ～ケの要件を満たす者であること。

(2) 参加表明者（共同企業体の場合は代表構成員）の実績

ア 同種業務又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成16年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体として、1業務以上の実績を有さなければならない。

- 同種業務：下記①～③のすべてを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績で合わせて①～③の要件を満たしていればよい。

- ①物流の実態に関する調査・分析を行う業務
- ②輸送に関する社会実験を行う業務
- ③企業へのヒアリング等により調査・分析を行う業務

- 類似業務：下記①～②のうちのいずれかを行う業務

- ①物流の実態に関する調査・分析を行う業務
- ②輸送に関する社会実験を行う業務
- ③企業へのヒアリング等により調査・分析を行う業務

（同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市・市町村、那覇港管理組合、苦小牧港管理組合・石狩湾新港管理組合・名古屋港管理組合・四日市港管理組合・境港管理組合の実績で、契約金額が500万以上の業務とする。）

(3) 参加表明者（共同企業体の場合は代表構成員）の配置予定技術者の実績

- ア 以下のイからウに挙げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置できること。

イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成16年度以降から公告日までに完了した業務において、下記a若しくはbの実績を1業務以上有すること。

- 同種業務：下記①～③のすべてを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績であわせて①～③の要件を満たしていればよい。

- ①物流の実態に関する調査・分析を行う業務
- ②輸送に関する社会実験を行う業務
- ③企業へのヒアリング等により調査・分析を行う業務

- 類似業務：下記①～③のうちのいずれかを行う業務

- ①物流の実態に関する調査・分析を行う業務
- ②輸送に関する社会実験を行う業務
- ③企業へのヒアリング等により調査・分析を行う業務

（同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市・市町村、那覇港管理組合、苦小牧港管理組合・石狩湾新港管理組合・名古屋港管理組合・四日市港管理組合・境港管理組合の実績で、契約金額が200万以上の業務とする。）

ウ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満。

※手持ち業務量とは、公告日の前日（特定後未契約のものも含む）において管理技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

3 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝参加表明企業の評価点＋技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 特定テーマに対する技術提案

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を契約審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出したもの全員に通知する。

4 各種手続き等

(1) 参加説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 公告日から土、日、祝祭日を除く5日間 午前9時から午後5時まで

イ 問い合わせ先 沖縄県那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合 企画建設部 企画室

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期間 公告日から土、日、祝祭日を除く7日間 午前9時から午後5時まで

(イ) 提出方法等 参加説明書による

(3) 技術提案書及び見積書の提出等

技術提案書及び見積書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 技術提案書及び見積書の提出期間等

(ア) 期間 公告日から土、日、祝祭日を除く15日間 午前9時から午後5時まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

イ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期間 技術提案書提出の日から3日程度

(イ) 方法等 入札説明書による。

(4) 特定に関する事項

受託予定者として決定された者に対しては、特定通知書を通知する。

なお、一定水準を満たした提案がない場合、該当なしとする場合がある。

5 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条の定めるところにより、契約保証金は免除とする。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時ににおいて指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載

された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 受注者の決定後、配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒 900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合 企画建設部 企画室

TEL 098-868-4544 FAX 098-862-4233

イ 応募調書資料関係：アと同じ。

ウ 設計図書関係：アと同じ。

(6) 詳細は参加説明書による。